

日本とドイツにおける飲泉文化の環境史

野田 岳仁

法政大学現代福祉学部 准教授

An Environmental Historical Study of Drinking Hot Spring Water Culture in Germany and Japan

Takehito Noda

Associate Professor, Faculty of Social Policy and Administration, Hosei University

Abstract

The purpose of this study is to clarify from the perspective of environmental history why drinking hot spring water culture has developed into a tourist resource in Germany and why it has not developed in Japan. In Germany, bathing in a hot spring is not so much an act of taking a bath as it is an act of drinking hot spring water for health purposes. On the other hand, very few people in Japan drink hot spring water. How did such a difference in development come about over the same hot spring water?

The findings of this study are as follows: Two aspects that support the drinking hot spring water in Germany is (1) The national and institutional aspects that positioned hot spring water (Heilwasser) as a medicine, (2) Social acceptance of hot spring water as a medicine (cultural aspect). Compared to Germany, the position of hot spring water in Japan is not as clear in terms of laws and systems. However, it is not only the institutional aspect that is the problem. The social acceptance of hot spring water is low. There are two main differences between the drinking hot spring water culture in Japan and Germany: institutional aspects and social acceptance, both of which interact with each other. The direction of Japan's drinking hot spring water culture could be to expand the use of hot spring water in local cuisine. This may have the potential to develop in a unique way different from Germany.

1. はじめに

本研究の目的は、なぜドイツにおいて飲泉文化は観光資源にまで発展し、日本では飲泉文化が発展しないのか、その理由を環境史的に明らかにすることである。そのうえで、日本の飲泉文化醸成のヒントを探っていく。

ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国において温泉といえば、浸かるための風呂ではなく、温泉の水を健康目的で飲む行為＝飲泉として、人びとのライフスタイルに定着している。ドイツにおける飲泉文化の歴史は古く、重要な観光資源にもなっている。その一方で、日本において飲泉を勧める温泉地は増えつつあるものの、その広まりや認知度からすれば一般的にはなっていない。同じ温泉水をめぐって、なぜこのような発展の違いが生まれた

ののだろうか。この違いを環境史的に解明することができたならば、停滞する日本の温泉街や温泉産業に新たな観光資源として提案することもできるかもしれない。

本研究は筆者が長らく取り組んできたアクアツーリズム研究のひとつとして位置付けている。アクアツーリズムとは、湧き水や川、海、温泉地などの水辺空間で展開される観光実践として知られている。ドイツにおいて独自性のあるアクアツーリズムとして真っ先に挙げられるのが飲泉文化である。日本では、温泉地のアクアツーリズムは下火の一方で、地域にある湧き水や井戸といった名水を観光資源にしたアクアツーリズムが隆盛しつつある。だが、そこでの課題は、環境省の名水百選選定や都道府県レベルでの名水選定などの公的選定にのみ頼っており、各地での個性や独自性を思うように発揮できず、停滞しつつある状況にあることである（野田 2018;2019）。観光客にとっても、行政機関による名水のお墨付きだけでは、他との差異がわからず、次第に飽きてしまうからである。飲泉文化は、アクアツーリズムが抱える課題を乗り越えるヒントを与えてくれであろう。温泉水はミネラル成分が豊富なため、味に個性がでること、そして、各地の源泉によって効能が異なり、地域の個性や独自性を発揮しやすいからである。

本研究は次のような狙いをもっている。日本で若者文化がミネラルウォーターの普及に大きな影響を果たしたことがよく知られているが、健康意識の高い若い女性に人気なのは、飲み慣れた軟水ではなく、ミネラル成分の豊富なドイツのゲロルシュタイナーなど超硬水である。現在の観光の動向や若い世代の嗜好を踏まえれば、温泉成分を多分に含み、健康に効果のある飲泉は、若い世代にも十分に訴求できる可能性がある。また環境省のデータによれば、日本の温泉地の観光客数は平成に入って下降線をたどり続けており、体力のない民宿や旅館は廃業するなど厳しい状況が続いている。その穴埋めをインバウンドに頼っていたところ、コロナ禍に直面し、観光資源の再発掘といった根本的な見直しが迫られるようになってきている。かつてのように湯船に浸かるだけの温泉だけではない付加価値が求められるようになってきているのである。そのひとつの付加価値として、飲泉文化は大きな可能性を秘めていると考えられる。そこで、本研究はドイツと日本との飲泉文化の比較研究を行うこととしたのである。

2. ドイツの飲泉文化

ヨーロッパにおける飲泉文化の歴史は古く、古代ローマ以前のケルトの時代ともいわれている。ここでは、泉が人間の生命に奇跡的な力をもたらすという聖泉・聖水信仰があったことがよく知られている（クリチェク 1994）。

ドイツにおける飲泉文化の大まかな流れを整理すると次のようになる。16世紀末～17世紀には肝臓や胆嚢、胃腸の病気を抑える目的で飲泉が広まっていく。18～19世紀には、

ヨーロッパの温泉地が貴族や上流社会の高級リゾートとして発展していく。ちょうどこの時期はヨーロッパで近代観光が誕生する時期でもあり、飲泉は上流社会だけでなく、大衆にも療養手段として定着をみせていったようである。

ここでは、その典型としてヘッセン州の州都ヴィスバーデンのコッフオブレンネンをとりあげてみよう（岩田 2009）。ヴィスバーデンは、18世紀後半以降に上流階級の保養地として発展した。現在も、広場の中心に温泉水の噴水・飲泉場があり、人びとは自由に飲むことができる。市内には15ヶ所の源泉からひかれた温泉水が噴水から湧きだしているという。

この温泉水は鉄分が強く、注意書きがある。そこには、“ハイルヴァッサー”と表記されており、飲料水のように毎日飲むこと、もしくは医者の方なしに長時間飲むことには適さない。1日1リットル以下の服用量を推奨するとある。ドイツの飲泉文化を支えるものとして、このハイルヴァッサーという位置づけに注目したい。では、このハイルヴァッサーとはどのようなものであるのだろうか。

じつは、ドイツではEU認可のミネラルウォーターとは別にハイルヴァッサーが流通している。表-1にみるように、ミネラルウォーターとの違いは明確である。つまり、ミネラルウォーターよりもミネラル分が多く含まれたハイルヴァッサーとは、国の認可を得られた医薬品の扱いとなっているのである。

表-1 ドイツのミネラルウォーターとハイルヴァッサーの違い

	ミネラルウォーター	ハイルヴァッサー
法律上の区分	食品	医薬品
認可	EU認可	ドイツ連邦共和国 医療品医療機器 連邦研究所の成分検査
ラベル記載事項	-	効能や使用法、副作用、推奨 摂取量などの記載義務

岩田（2009）をもとに作成

たとえば、DEUTSCHE HEILBRUNNENのようなサイト上では、24銘柄（各地の温泉水を含む）のハイルヴァッサーが紹介され、まるで薬を選ぶように消費者は成分や効能にあわせて選択できるようになっているのである。

このようにみればドイツの飲泉文化を支える2つの側面がみえてくる。まず、①温泉水を医薬品（ハイルヴァッサー）として位置づけた国・制度的側面である。そして、②温泉水を医薬品として受け入れた社会的受容性である。これはその歴史性をふまえれば、文化的側面としてもいってもよいかもしれない。

3. 日本における飲泉文化

日本において飲泉文化はどのような発展をみせたのだろうか。江戸時代の温泉紀行文などを参照すれば、温泉地は湯治場として栄え、広く治療目的で多くの人びとが長期間滞在していたことがよく知られている（板坂 1987）。当時の温泉紀行文において直接的には飲泉という表現はみられないものの、湯治場では治療の一環として飲泉がなされていたことが推察される。

明治に入ると、京都府の笠置温泉では珍しい炭酸の鉱泉水が湧出したことから、これを「薬水」と名付け瓶詰めされ、1本十銭で販売されていた記録が残っている。明治17、18年の新聞に大阪の薬問屋の掛見助松が広告をだしている。そこでは、稲竈という岩間の亀裂より鉱泉水が激しく湧きだしており、京都舎密局が明治5年に試験した結果、一番効果があるのが胃弱、消化不良、胸肺の病、黄疸などに効果があると宣伝している（樽井 2021）。ここで注目したいのは、公的機関による試験があり、その効能が示されていたこと、薬問屋による販売がなされていたことである。ドイツと同じように医薬品に近い扱いを確認できる。

昭和に入ると、温泉利用の制度上の整備が進んでいく。ひ素等を含有する温泉の飲泉許可をめぐり、昭和31年に厚生省「ひ素等含有温泉の飲用について」、昭和42年に厚生省「ひ素等を含有する温泉の飲用許可について」がとりまとめられ、昭和50年に環境省「温泉の利用基準について」に統合されていく。環境省の利用基準のなかで、「第二 飲用利用基準」において飲用許容量（ひ素、銅、鉛、ふつ素等）が規定されている（たとえば、ふつ素を含有する温泉水（大人16歳以上1日につき）飲用の総量（ $1.6/A \times 1000$ ）ml／成分の総摂取量1.6mg）（Aは当該温泉の1kgに含まれる成分の重量の数値）。しかし、この規定では、温泉水は医療的効果があるのかどうかの判断はなされておらず、ドイツのようにその法的な位置づけははっきりしない。

これらの大まかな発展の流れを確認したうえで、現場ではどのように飲泉が根付いている

のかをみていこう。我が国の温泉地では、先の環境省の基準を満たす場合には飲泉できる場合もあるが、その広まりは極めて限定的である。にもかかわらず、もっともユニークなかたちで飲泉文化が根付いているのは佐賀県の嬉野温泉である。

嬉野温泉は日本有数の温泉地としてよく知られている。歴史的にみえても嬉野の人の暮らしはいつでも温泉水とともにあった。

嬉野では、家庭に温泉を供給する業者が存在し、温泉をひく家庭では、台所の蛇口に水道水と温泉水の両方が備え付けられているのが一般的である。人びとは日常的に飲泉をし、料理にも温泉水を利用する。ボイラーのような給湯設備がない時代には、蛇口から温かい温泉水がでることから嬉野にお嫁に行くのはうれしい、うらやましいといった声が聞かれるほどであったという。また、嬉野の温泉水はふっ素成分が高いことから、歯を磨くときには温泉水で口をゆすぐことで虫歯になることがなかったそうである。嬉野には長い間歯医者がなかったとまで語られる。これらのエピソードからも、飲泉がいかに日常の暮らしに溶け込んでいるかが理解できよう。

嬉野温泉の飲泉文化を象徴するものとして、温泉湯豆腐という郷土料理がある。その名の通り、嬉野温泉の温泉水を使った湯豆腐なのだが、豆腐を煮詰めていくと温泉成分の効果によってトロトロに溶けだし、絶妙な食感と味わいを生む。これが嬉野温泉の名物であり、温泉湯豆腐を求めて観光客がやってくるほどに人気の高い料理なのである。地元ではこの温泉湯豆腐を土産物にしたり、温泉水を売り出そうと試みるのであるが、その過程で壁があることがみえてきた。

飲泉文化普及への課題として2つの事例がある。ひとつ目は、地元がまちづくりの一環として、温泉水を凍らせてかき水を提供しようと試みたが、保健所から温泉水を提供することはできないと指摘を受けた事例である。2つ目は、名物の温泉湯豆腐を土産物に商品化しようとしても、温泉水をボトルに入れることはできないと指摘を受け、温泉水の成分に似せた調理水を入れることで対応をしている事例である。

嬉野温泉の温泉成分はふっ素成分が高く、環境省「温泉の利用基準について」および厚生省・消費者庁の「食品衛生法」に抵触することから販売ができないとされる。しかしながら、長年に渡る日常生活における飲泉や郷土料理としての温泉湯豆腐の提供は認められており、健康被害も確認されていない。地元ではこのような対応に疑問の声も聞かれるようになっており、飲泉文化普及に向けては、このようなある種の制度の矛盾がみえてきた。

4. まとめ：日本とドイツにおける飲泉文化の比較

本研究の知見は以下の通りである。

ドイツの飲泉文化を支える2つの側面として、①温泉水を医薬品（ハイルヴァッサー）として位置づけた国・制度的側面、②温泉水を医薬品として受け入れた社会的受容性があることがみえてきた。それに対してドイツと比較すると、日本では、法律・制度上でも温泉水の位置づけがはっきりしない。少なくとも医薬品としての位置づけはなされてない。

しかしながら、制度面だけが定着の壁になっているかといえば、そうともいえない。日本では、温泉水を飲むという行為に対する社会的受容性も成熟していない。これには、水に対する人びとの価値観が影響を与えているだろう。我が国では名水百選という制度があるように各地に湧き水や井戸水といったうまい水が数多く残っている。それらはミネラル成分が少ない軟水であるし、日本の上水道も軟水であり、いわゆる軟水文化に親しんできたため、ミネラル成分を多分に含んだ飲泉は、決してうまい水とはいえないところがある。だからこそ、嬉野温泉ではストレートな飲泉よりも、温泉湯豆腐のような郷土料理に観光客の人気が集まっているのであろう。

このように日本とドイツの飲泉文化の成熟度の違いは、制度的な側面と社会的受容性の両面があり、この両面が相互に作用しながらこんにちに至っていることが明らかになった。では、この先日本の飲泉文化の発展はどのような方向性がありうるのだろうか。日本の飲泉文化の発展は、たしかにドイツのような医薬品という方向性がありうる。そのためには日本の法制度上の位置づけをクリアなものにする必要があるだろう。しかしながら、それだけではドイツの二番煎じとなって、日本の飲泉文化の個性が薄れてしまうだろう。

日本の飲泉文化の素地を活かす方向を模索するならば、嬉野温泉の事例が示唆的である。それは、温泉水による郷土料理を手始めにその土台を広げていく方向性である。食文化や郷土料理というアプローチであれば、多くの人びとに受け入れられる可能性が高い。嬉野温泉の温泉湯豆腐だけでなく、温泉水を使った郷土料理は各地に根付いているはずであり、それらの掘り起こしも必要となろう。

郷土料理や食文化として飲泉文化を根付かせていく方向性であれば、ドイツとは異なる我が国独自の発展を遂げる可能性を持っているといえるかもしれない。

引用文献

板坂耀子編，1987『江戸温泉紀行』平凡社。

岩田晋典，2009「ドイツの飲泉」『交流文化』（09）。

ウラディミール・クリチェック，1994 種村季弘・高木万里子訳『世界温泉文化史』国文社。

樽井由紀, 2021 「明治期に瓶詰で発売された稲竈鉦泉(現笠置温泉) 京の湯浴み万華鏡(其の三)」 『伝えたい京都、知りたい京都。』 (web : <https://kyotolove.kyoto/I0000285>) .

野田岳仁, 2018 「commonsの排除性と開放性—秋田県六郷地区と富山県生地地区のアクアツーリズムへの対応から」 鳥越皓之・足立重和・金菱清編 『生活環境主義のコミュニティ分析—環境社会学のアプローチ』 ミネルヴァ書房.

野田岳仁, 2019 「環境と観光はどのように両立されるのか？」 足立重和・金菱清編 『環境社会学の考え方—暮らしを見つめる12の視点』 ミネルヴァ書房.